

平成 22 年 11 月 1 日

各 位

会社名 エーザイ株式会社
代表者名 代表執行役社長 内藤 晴夫
(コード番号 4523 東証・大証各第1部)
問合せ先
執行役 コーポレートコミュニケーション担当
松江 裕二
(TEL 03-3817-5120)

「所在不明株主の株式売却」に関する異議申述の公告について

エーザイ株式会社（本社：東京都、社長：内藤晴夫）は、当社より発した通知が継続して 5 年間到達しておらず、かつ、当該期間に剰余金の配当を受領していない株主様（所在不明株主様）を探しています。

つきましては、所在不明株主様に関する事項について、会社法第 198 条の定めに従い、2010 年 11 月 1 日から 2011 年 2 月 7 日まで、下記のとおり公告します。

本公告では、所在不明株主様、その他の利害関係人の皆様に、2011 年 2 月 7 日までに、当社株主名簿管理人である三菱 UFJ 信託銀行株式会社にお申し出くださるようお願いしています。

なお、公告期間終了日である 2011 年 2 月 7 日までに申し出のなかった株主様の株式に関しては、株式事務の改善を企図し、会社法第 197 条の定めに従い売却する予定です。売却代金は、当社で 10 年間お預かりし、その間にお申し出のあった株主様には代金をお支払いします。

記

1. 「所在不明株主の株式売却制度」の概要

「所在不明株主」とは、株主名簿に記載または記録された住所に宛てて会社より発した通知または催告（具体的には郵便物）が 5 年以上継続して到達せず、かつ、継続して 5 年間剰余金の配当を受領していない株主様をいいます。

「所在不明株主の株式売却制度」とは、会社法の定めにより、所在不明株主様の所有株式について、一定の手続き（具体的には公告および催告）の下、会社が競売または売却し、その対価を当該株主様に交付することができるという制度です。

2. 公告の内容と方法

2010 年 11 月 1 日から公告する内容は、所在不明株主様の株主番号、氏名または名称、株主名簿上の住所、および所有株式数です。当社の公告方法は、電子公告とすることを定款に規定しております。電子公告ウェブサイトの URL は以下のとおりです。

<http://www.eisai.co.jp/fr/index.html>

3. 今後のスケジュール

2010 年 11 月 1 日	所在不明株主様の異議申述公告および催告
2011 年 2 月 7 日	所在不明株主様の異議申述期限
2011 年 2 月 8 日以降	所在不明株主様の株式売却

4. お申し出先

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
同連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711(通話料無料)

以上